

## 第842回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年6月11日（火）午前10時30分から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

### 1 出席点呼

### 2 開会宣言

### 3 第841回教育委員会会議録の承認について

### 4 第842回教育委員会会議録署名委員の指名

### 5 教育長報告

- (1) 平成26年度使用教科用図書採択基準等について (義務教育課)
- (2) 新高校入試制度に関する請願への対応について (高校教育課)
- (3) 県立高等学校における物損事故に係る和解について (高校教育課・施設整備課)

### 6 専決処分報告

- (1) 第341回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
- (2) 教育功績者表彰について (教職員課)

### 7 議 事

- 第1号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)
- 第2号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について (高校教育課)
- 第3号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について (高校教育課)

### 8 課長報告等

- (1) 県立聴覚支援学校における理科実験に係る事故について (特別支援教育室)
- (2) 平成26年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について (高校教育課)

### 9 次回教育委員会の開催日程について

### 10 閉会宣言

## 第842回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成25年6月11日(火) 午前10時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 青木委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,  
寺島教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外
- 5 開 会 午前10時30分
- 6 第841回教育委員会会議録の承認について  
委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第842回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について  
委 員 長 | 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。  
| 本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 秘密会の決定
- 5 教育長報告  
(3) 県立高等学校における物損事故に係る和解について
- 6 専決処分報告  
(2) 教育功績者表彰について
- 7 議 事
- 第1号議案 職員の人事について
- 第2号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について
- 第3号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について
- 委 員 長 | 教育長報告(3), 専決処分報告(2)及び議事の各議案については, 非開示情報等  
| が含まれていることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
| (委員全員異議なし)  
| この審議等については, 秘密会とする。
- ※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)
- 9 教育長報告  
(1) 平成26年度使用教科用図書採択基準等について  
(説明者: 教育長)  
平成26年度使用教科用図書採択基準等について, 御報告申し上げます。  
資料は, 1ページから3ページ及び別冊資料となる。  
資料1ページを御覧願いたい。平成26年度に特別支援学校及び特別支援学級において, 一般の図書を教科用図書として使用する場合には, その採択の適正な実施を図るため, 採択基準等を定め, 市町村教育委員会及び採択地区協議会等の行う採択に関する事務に関し, 適切な指導, 助言等に取り組んでいくこととしている。  
次に, 「2 教科用図書選定審議会関係」の「(2) 経緯」であるが, 本年4月23日に県教科用図書選定審議会に対して諮問し, 6月3日に同審議会委員長から答申があり, 6月7日に, その答申内容を踏ま

えて「採択基準」及び「選定資料」を定めた上で、各市町村教委等に通知している。その答申については、資料2ページにお示ししたとおりである。

次に、資料3ページを御覧願いたい。一般図書を教科用図書として使用する場合の採択基準については、平成26年度に特別支援学校及び特別支援学級において使用する教科用図書を採択する際の基準を示したものであり、「第1」に採択に係る基本的な考え方、「第2」として、選定に当たって考慮すべき事項を大きく4項目に整理の上、定めたものとなる。また、別冊の選定資料については、市町村教育委員会や各特別支援学校等で、知的障害を有する子どもが使用する場合の教科用図書を採択する際の参考として、それぞれの図書の特徴等について具体的にまとめたものであり、2ページから5ページに一覧表、6ページ以降に個別の評価コメントを示している。

県教育委員会としては、この採択基準及び選定資料を市町村教育委員会や採択地区協議会、県立特別支援学校等に6月7日付けで通知し、公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行っているところである。

なお、採択基準及び選定資料については、教科書採択事務の透明性を高め、より開かれた採択とするため、今後、県政情報センターで公表することとなる。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

- |             |   |
|-------------|---|
| 伊 藤 委 員     | 6月7日に各市町村教育委員会や支援学校等に通知したと記載されているが、この採択基準については、何よりも現場の声も反映した上で取り組んでいくことが必要であり、それらを十分に反映したものとして定めたと理解していいか。  |
| 義 務 教 育 課 長 | 教科用図書の採択については、各市町村教育委員会等において、様々な観点から児童・生徒に応じた一般図書を検討し、その採択に当たっているところである。また、例年6月下旬には、教科書展示会が開催されており、教職員あるいは一般県民の方々にも、これまでの教科書と併せて今回の一般図書に触れていただける機会がある。教科用図書については、それぞれの子どもの実態に応じた採択ができるよう、様々な意見も反映させた上で採択しているところである。 |
| 佐 竹 委 員     | 3ページの採択基準について、本県で使用する教科書は、この基準に沿って採択することとなるが、昨年度と今年度で特別に異なる部分はあるのか。学校現場等の意見も反映させていることは理解できたが、特別な要望等に対応した事例等、何らかの異なる意見を反映させた部分はあるのか。   |
| 義 務 教 育 課   | 昨年度の第2回目の審議会において、防災教育に関する本の購入、志教育または進路に関する一般図書の購入に係る意見があり、今回、新しく購入した一般図書については、その意見に基づき新規の図書を選定したものとなる。  |
| 佐 竹 委 員     | 防災教育、志教育との意見があったとのことであるが、今回の採択基準は、そのような部分も反映させたものとして、とても良い内容になっていると思う。様々な意見を確認し、その選択肢を広げていくことは、とても大事な観点であると思う。  |

## (2) 新高校入試制度に関する請願への対応について

(説明者：教育長)

本年5月30日付けで宮城県教職員組合及び宮城県高等学校・障害児学校教職員組合から提出された請願に関し、県教育委員会としての考え方及び対応について、御報告申し上げます。

資料は、4ページから7ページ及び別冊となる。

資料4ページを御覧願いたい。この請願は、「本年初めて実施された前後期選抜による新しい入試制度については、問題が多い。」との趣旨により、資料下段に記載されている2項目についての改善措置を求めるものである。

これら2項目に対する県教育委員会としての考え方についてであるが、まず、項目1「早急に、前期選

抜をなくし、3月の受験1回の制度に移す作業に着手すること」であるが、新たな入試制度については、中学生、高校生、保護者、一般県民等を対象とした県民意識調査の結果や、県内各地で開催した意見聴取会での議論を踏まえ、入学者選抜審議会において専門委員会を設置し、様々な角度から綿密に検討を加え、その結果として答申が出されたものである。県教育委員会では、この答申に基づき、十分な準備期間と周知期間を確保した上で、今春、新たな制度による入学者選抜を実施したところである。

今後は、今回の実施状況について入学者選抜審議会に報告し、検証を加えていただきながら、まずはこの制度が定着するよう取り組んでまいりたいと考えている。

次に、項目2「(1)前期選抜の出願条件の見直し」についてであるが、前期選抜の出願条件については、志願者の中学校生活3年間の実情を的確に評価する指標として、できるだけ具体的に示すことで、中学生がより良い学校生活を送ろうとするときの励みになるような条件の設定が大切だと考えている。今回の前期選抜においては、各高等学校がこのような観点に基づいて出願条件を定めたものであり、今後も、各校が、それぞれの期待する生徒像に沿って適切に定めていくものと考えている。

なお、各学校が条件を大きく変更する場合は、受験生への影響を考慮し、十分な周知期間を確保してまいりたいと考えている。

次に、項目2「(2)志願理由書の廃止」についてであるが、志願理由書は、特に前期選抜の趣旨を踏まえ、出願者本人の志望動機を明確にするため、志願者本人が作成することとしている。また、高等学校進学を契機に、志願者が中学校時代の生活を振り返り、志を新たにする効果もあるものと考えており、現在の方法を継続してまいりたいと考えている。

最後に、項目2「(3)前期選抜の合格発表から後期選抜の出願までの期間の改善」についてであるが、入試日程については、受験生や中学校、高等学校に対する影響、私立高校入試、曜日配列等に配慮しながら、前期選抜、後期選抜、第二次募集について定めている。今後も、入試事務処理の工夫改善を行いながら、それらの日程について、さらに検討を加えてまいりたい。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

4ページの請願書本文に記載されているように、宮教組のアンケートによれば、「問題が多い」「多少問題がある」が回答数88.9%を占め、かなり高い割合となっている。新しい高校入試制度を実施するに当たっては、本委員会でも、相当長い時間をかけて議論し、受験者のため、これからの子どもたちの志を助けるため、熟慮を重ねた上で、実施したと思うが、その部分がなおざりになってはいけなはずである。

この入試は、始まったばかりであり、まだ模索状態にあるのであろうと思うが、これを重ねていくうちに、受験者等の子どもたちの意識を高めたり、志を高く持てたりするよう、様々なアプローチをしながら、自分たちが生き抜いて行くためのステップあるいはチャンスとして生かしていただきたい。そのためには、各学校や関係する方々の今後の指導や助言が必要であり、みんなで考えていく必要があると思う。また、今回の入試では、情報が錯綜し、子どもたちの意識をどこに向けるべきであるのか、薄らいでいた部分もあると思われる。

初めての試みは、多くのリスクも伴うこととなるが、絶対に良い方向に進んでいくとの確信の基にスタートしているはずである。その確信が明らかな確信となり、子どもたちが夢や希望を持ち、志高く次のステップへ進んでいけるよう、様々な意見の取り込みや多くの議論を行うなど、関係者が情報交換していくことが大事であると思う。今後、一步一步議論を重ねていき、子どもたちや家族の方々も応援してくれるような仕組の構築も大事な視点であると思うので、様々な意見を取りまとめた上で検証し、志願者にチャンスを与えられるよう、受入側及び志願される学校側等、みんなで考えた上で、対応していくことが重要であると思うがいかがか。

教 育 長 今回、新しい制度による選抜が初めて実施したところであり、受験生の生徒の皆さん、保護者の皆さんには戸惑いもあり、大変であったと思う。選抜については、全体としてかなりスムーズに実施できたものと捉えているが、その一方で改善する部分もあったものと考えており、特に、入試の事務作業については、可能な部分から改善に着手していきたいと思う。

先ほど御説明申し上げたように、様々な議論を踏まえた上で、今回の新しい制度を構築したものであるため、まずは、しっかりと定着するよう努力していきたい。

青 木 委 員 以前の推薦入試では、その機会が2回あったと思うが、その決定に関する裁量権が学校側にあることに問題点があったと感じている。それに比べ、子どもたちが親と相談しながら自分自身で学校を選択できることとなったことは非常に良いことであると思う。ただ今の教育長の説明にあったとおり、入試の作業手順に慣れてくれば、その効率も上がると思うので、この制度が定着していくことに期待する。

もう1つは、大学入試の改革として、定着度テストでセンター試験を止めていく方向が打ち出されていると思うが、高校入試についても、1回または2回のテストで判定することなく、平日頃の学習の定着度を何回かの試験を実施した上で合否判定していくことが必要であると思う。入試を控えた中学校生活の終盤で、一生懸命頑張って学力を向上させていく子どもたちがいると思うが、平日頃の学習では、それほど学力の定着度が上向いていた状態にはないとの事例もあると思う。もちろん、一定水準以上の成績であれば、当然ながら合格させていくこととなるが、それ以外に、中学校の学力の定着度により合格させていくなどの方法もあるのではないかと。制度を変えていくことは多くの時間を要することとなるが、その学力の定着にも努めながら、一つの意見として検討していただきたい。

## 10 専決処分報告

### (1) 第341回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第341回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから4ページとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年6月6日付けで知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月6日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、「予算議案」であるが、資料3ページの「第341回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育委員会分として、334,072千円を増額計上している。

次に、「2 事業の概要」であるが、東日本大震災からの復旧関連の事業として、被災した農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の移転用地の取得等に要する経費に、239,565千円を、また、大震災の教訓を踏まえ、宮城野原公園総合運動場及びその周辺一帯に広域防災拠点を整備するために、宮城自転車競技場の解体等に要する経費として26,000千円を計上している。その外、緊急雇用創出事業に要する経費として、54,863千円を計上している。

次に、「3 債務負担行為」であるが、宮城自転車競技場の解体工事等について、必要な期間及び限度額を措置するものである。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」であるが、議第144号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」については、東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を平成26年度まで延長することについて、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )  
青 木 委 員  
高 校 教 育 課 長  
青 木 委 員  
高 校 教 育 課 長

入学金の免除期間は1年ごとに延長しているのか。  
そのとおりである。  
必要に応じては、平成27年度も実施していくこととなるか。  
そのとおりである。

## 1.1 課長報告等

### (1) 県立聴覚支援学校における理科実験に係る事故について

(説明者：特別支援教育室長)

県立聴覚支援学校における理科実験に係る事故について、御報告申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。この事故は、去る5月30日(木)の午前10時40分から午前11時30分までの3校時の時間に、同校の生物実験室で理科の実験を行った中学部2年の生徒6人のうち5人が、授業終了後に体調不良を起こしたものである。

「4 事故の概要及び経過」については、まず、実験の内容であるが、粉末状の鉄と硫黄を混ぜ合わせたものを加熱し、硫化鉄をつくり、これに薄い硫酸を加えて硫化水素を発生させ、化合物ができたことを確認するというものであり、教科書にも掲載されている典型的な実験の一つである。授業の終了により教室に戻った後、5人の生徒から頭痛や息苦しさ、寒気等の訴えがあり、保健室においてベッドに寝かせ、タオルケットで保温するなどの処置を行った。その後、学校医に連絡するとともに、大事をとって救急車を要請し、一緒に授業を受けた生徒1人と合わせ、仙台市立病院、国立病院機構仙台医療センター及び東北薬科大学病院の3つの病院に搬送した。病院においては、酸素吸入等の症状に応じた処置が行われ、生徒の状態は改善し、その後異状は認められなかったことから、同日夕方以降、順次、学校に戻り、その後保護者に引き渡したものである。

なお、関係する生徒6人については、翌31日(金)は大事をとって自宅で静養させたが、翌週の6月3日(月)から全員が元気に登校している。

次に、「5 事故の原因」であるが、当日の実験時は、実験室の窓の一部等を開けていたものの、換気扇は回しておらず、換気が十分でなかったため、実験で発生した硫化水素が室内に滞留し、これを生徒が吸い込んだことによるものと考えられる。

「6 保護者への説明」については、関係する生徒6人の保護者にお詫びするとともに、全保護者に対して事故概要等の説明を行ったところである。

「7 再発防止に向けた対応」については、特別支援教育室及び高校教育課から、それぞれ所管する県立学校に通知を发出し、理科実験に当たっての予備実験の実施や手順の再確認、実験中の換気の徹底等、児童生徒の安全の確保に万全を期すよう指示したところである。

今回、授業において、このような事故が発生したことについては、大変申し訳なく思っているところであり、再発の防止に向けて、各学校に対する指導を徹底してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )  
佐 竹 委 員

実験等事故の再発防止に向けた対応を徹底していただければいけないと思う。県立聴覚支援学校のみならず、どこの学校でも必要不可欠な準備段階の問題であり、子どもたちに授業を行う大前提となる部分であると思う。天候の関係や室内外の様々な状況もあると思うが、それらを鑑み、きちんとした対応措置を取った上で、授業に取り組んでいただきたい。今回の事故は、それほど重篤な事態に至らなかったことは、不幸中の幸いであると思うが、特に、化学実験では何が起きるか分からないことや、昔の木造校舎等の環境と異なり、近年の学校は機密性が高くなっていることにも留意した上で、換気等の配慮は絶対に怠ってはいけないと思う。今回の事故を教訓として、その再発防止に向けた周知及び指導を徹底していただきたい。

遠藤委員 再発防止に向けた対応について、特別支援教育室、高校教育課から所管する学校に周知したとの説明であったが、市町村立学校に対しては、義務教育課等から周知や指示はなされなかったのか。

義務教育課長 特別支援教育室及び高校教育課から文書を発出したのに併せ、義務教育課から各市町村に対し、小・中学校における安全な授業の進め方等について、改めて学習指導要領に記載されている留意事項等を再確認するよう周知したところである。

## (2) 平成26年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者：高校教育課長)

平成26年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから3ページとなる。

資料2ページを御覧願いたい。「Ⅰ 入学者選抜方針」については、昨年12月の第835回教育委員会で報告済みであり、すでに公表しているものである。

「Ⅱ 入学者選抜概要」については、入学者選抜要項を作成するに当たり、「[1] 募集」、「[2] 出願の手続」、3ページの「[3] 適性検査」、「[4] 選抜方法」、「[5] 選抜に関する日程」について、その骨子をまとめたものである。

資料2ページにお戻り願いたい。「[1] 募集」の「2 募集定員」については、昨年、80名から105名に変更しており、今年も105名の募集としている。

資料3ページを御覧願いたい。「[3] 適性検査」の「2 検査の方法」については、昨年と同様に、検査は「総合問題、作文及び面接」とし、検査問題の作成方針は資料に記載のとおりである。

最後に、「[5] 選抜に関する日程」については、「適性検査」は平成26年1月11日に実施し、「選抜結果」については、平成26年1月17日に本人及び在籍小学校に発送することとしている。

なお、入学者選抜要項については、8月末までに作成し、9月中旬には配布する予定である。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) (質疑なし)

## 12 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成25年7月16日(火)午後1時30分から開会する。

(休憩：午後0時5分から午後1時まで)

## 13 閉 会 午後1時58分

平成25年7月16日

署名委員

署名委員